



基安安発 0319 第3号
令和2年3月19日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長

令和2年度における林業の安全対策の推進について（要請）

平素より労働安全行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

林業における死亡災害発生状況において、令和元年の死者数（2月7日速報）は平成30年より2人増加し33人となっており、また、林業における労働災害発生率は、他産業と比較し高い水準にあることから、なお一層の労働災害防止対策を推進することが強く求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等を図るとともに、平成31年に改正された労働安全衛生規則に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業による危険等を防止するため、事業者が講すべき措置等について遵守を徹底することにより、林業における安全対策を推進してきたところです。

今般、第13次労働災害防止計画（平成30年2月28日厚生労働省策定、平成30年3月19日公示）における計画期間（2018年4月から2023年3月までの5年間）の3年度目である令和2年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分に御配慮された上で、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願ひいたします。